

# 異議申出書

令和2年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

## 記

### 異議の内容

千葉県最低賃金を1時間925円とすることに異議があります。  
最低賃金額は、1時間1,500円まで引き上げるとともに、全国一律にすべきと考えます。

### 異議の理由

私たちは7月16日に千葉労働局に意見書を提出し、最低賃金額を時給1,500円に改定するよう求めました。その主な理由は、①コロナによる経済の落ち込みを回復させるには、今年度における最低賃金の大幅引き上げによって、地域経済が活性化させ、日本経済の持続的発展をさせていく必要があること。②現在の時間額923円では法定労働時間の場合、年収は180万円程度にしかならず年収200万円未満の働く貧困層（ワーキングプア）の状態は改善されないこと。③物価上昇もあって実質賃金が下がり続ける中で、非正規労働者は少しでも条件のいい東京都に職を求めて労働者が流出し、人手不足や人口減少による地方経済の疲弊が深刻化するとともに、労働者が一極集中することにより、密状態を作り出してしまおう状況にあることからでした。

また、8月1日に開催された審議会での意見陳述では、最低賃金付近の時給で働く労働者がダブルワークをしなくてはとても生活ができないということ。医療も満足に受けることができないこと。そして貯金をすることもできず将来に不安を持って働いているという実態を訴えました。

今回の改正額では、低廉な賃金で働く労働者の生活の視点に立った私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離したもので、しかも隣接する東京都の最低賃金答申額と88円の格差が温存されるものとなっており納得できるものではありません。

労働者の暮らしを改善し、地域経済を活性化させるためには、最低賃金の抜本的な改善、しかも、現在のような地方間格差をなくし、全国一律で直ちに1,000円以上、そして早急に1,500円以上に引き上げることが必要と考えます。

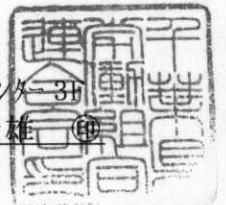
以上のように、憲法第25条や最低賃金法に照らしても不当に低い時間額であり、格差を放置したままでの今回の審議会の意見は全く不十分であり、異議を申し出るものであり、労働局長の判断において改定額の上乗せをおこなうことを求めます。

令和 2年 8月18日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター3F

氏名 千葉県労働組合連合会 議長 本原康雄



千葉労働局長 殿



# 異議申出書

令和2年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

## 記

### 異議の内容

千葉県の最低賃金改定が2円アップの925円ではきわめて不十分であり、さらなる改定が必要である。

### 異議の理由

新型コロナウイルス禍の影響で、労働者の生活が脅かされている。中央最賃審議会が目安を示さない中で2円引き上げの答申を出したことは私たちの生活に必要な不可欠な仕事をするエッセンシャルワーカーの改善につながるため一定の評価ができる。

しかし、全国どこでも時給1500円が必要になる生計費を考えるならばきわめて不十分である。すべて働く人が健康で文化的な生活ができるように、最低賃金の一層の改善が必要である。

令和2年 8月 8日

申出者

住所 千葉縣市川市曾谷5丁目22番7号

氏名 市川・浦安地区労働組合連合会 議長 田中 長義

千葉労働局長 殿



# 異議申出書

令和元年8月5日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第12条により下記のとおり異議を申し出る。

## 記

### 異議の内容

千葉県最低賃金を1時間 925円とする、千葉地方最低賃金審議会の意見に異議を申し出ます。

千葉県の最低賃金額は、1時間 1,000円以上へ引き上げ、早期に 1,500円をめざすべきであり、全国一律にすべきと考えます。

### 異議の理由

私たち自治労連千葉県本部女性部は、これまで、県内の自治体に働く「非正規職員」の割合が4割近く占めていること、「官製ワーキングプア」を、自治体自ら作り出していることと、非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに不安を感じており、その多くが女性であること等、最低賃金の水準で働く「非正規職員」の実態を伝えてきました。

このたび、千葉地方最低賃金審議会が出した925円では、年収ベースで200万に届かず、「人間らしい生活を送ることができない最低賃金」を脱する金額ではないことは明らかで、自治体に働く「非正規職員」の生活改善につながるものではありません。

審議会において、「生計費に基づいた水準での議論」と「賃金の底上げ、内需拡大のための議論」がされたのか、甚だ疑問だと言わざるを得ません。

私たちの求める最低賃金額とは大きく乖離し、労働者の生活実態や女性の賃金水準の向上と雇用の安定からもかけ離れた金額であり、納得できるものではありません。

私たち自治労連千葉県本部女性部は、女性の貧困、子どもの貧困をなくし、地域活性化、住民福祉の増進、中小企業支援策の拡充という観点からも、全国一律で直ちに1,000円以上、そして早急に1,500円以上に引き上げることが必要であることを改めて求めるものです。

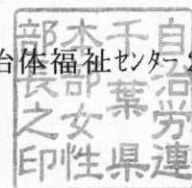
925円という金額は、憲法25条や最低賃金法に照らしても不当な水準であり、自治労連千葉県本部女性部として、ここに異議を申し出るものです。

令和 2年 8月 19日

申出者

住所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター2F

氏名 自治労連千葉県本部 女性部



千葉労働局長 殿

